

入院期間中補償対象外特約（所得補償特約用）

第1条（入院による就業不能の補償対象外の取扱い）

当社は、この特約により、入院による就業不能期間に対しては、所得補償特約（注）第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する保険金を支払いません。

（注）所得補償特約とは、所得補償（MS&AD型）特約または所得補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。以下同様とします。

第2条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、所得補償特約および普通保険約款の規定を準用します。